

Q 1 交通事故にあいました。組合員証を使って病院にかかってもよいですか？

A 1 交通事故など第三者の行為によってけがをしたり、病気になった場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、本来ならば組合員証の使用は必要ありません。しかし、すぐに加害者が負担できない等により、組合員証を使用する場合には、速やかに共済組合へ連絡してください。